

## 茅ヶ崎市居住支援協力不動産店登録制度実施要綱

### （目的）

第1条 この事業は、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）及び賃貸人双方が安心することのできる賃貸借関係を構築するための仕組みをつくることにより、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 居住支援協力不動産店（以下「協力不動産店」という。）とは、前条の目的に賛同し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居について茅ヶ崎市等と連携し適切な支援を行う、不動産団体に所属する事業者をいう。
- 二 不動産団体とは、公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会湘南支部、公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部湘南支部をいう。

### （協力不動産店の登録）

第3条 協力不動産店に登録を希望する事業者は、店舗ごとに茅ヶ崎市居住支援協力不動産店登録申請書（様式1）を茅ヶ崎市長（以下「市長」という。）に提出する。

2 市長は、前項の申請を受けた場合は、不動産団体に申請者の所属の確認を行ったうえで、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を、登録しなければならない。

- 一 協力不動産店の名称、所在地及び連絡先
- 二 協力不動産店の宅地建物取引業免許番号
- 三 協力不動産店が所属する団体支部の名称
- 四 登録年月日及び登録番号

3 市長は、登録した旨を、速やかに茅ヶ崎市居住支援協力不動産店登録決定通知書（様式2）にて申請者に通知することとする。

### （登録の拒否）

第4条 市長は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときには、その登録を拒否することとする。

- 一 宅地建物取引業法の免許を取得していない者
- 二 宅地建物取引業法に基づく免許取り消し処分を受けている者
- 三 宅地建物取引業法に基づく業務停止処分を受けており、当該業務停止の期間に申請

を行っている者

四 第7条第2項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して1年を経過しない者

五 茅ヶ崎市暴力団排除条例第2条第2号から第5号に掲げる者

2 市長は、申請者の登録の拒否をしたときは、その旨を、申請者に速やかに知らせることとする。

#### （協力不動産店の業務）

第5条 協力不動産店は、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅への入居を求めているときは、円滑な入居に関する助言等を行うとともに、需要に適合する住宅へ入居できるよう支援し、必要に応じて行政機関等と連携して住宅確保要配慮者の居住の安定に努めることとする。

2 協力不動産店は、住宅確保要配慮者から媒介の依頼を受けたときは、住宅確保要配慮者であることを理由に媒介を拒否し、又は媒介の条件等を不当なものとしてはならない。

3 協力不動産店は、住宅確保要配慮者の円滑な入居に関する助言等を行うとともに、必要に応じて行政機関等への相談を勧めることとする。

#### （個人情報の保護）

第6条 協力不動産店は、第5条に掲げる取組事項を行う上において、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱うものとする。協力不動産店の登録を削除した後も、同様とする。

#### （変更の登録）

第7条 協力不動産店は、登録内容に変更が生じたときは、遅滞なく、変更した事項に係る部分を記載した茅ヶ崎市居住支援協力不動産店登録申請書（様式1）を市長へ変更登録の申請を行うこととする。

2 第3条第2項及び第3項の規定は、前項の申請があった場合に準用する。

#### （登録の取り消し）

第8条 市長は、協力不動産店が第4条第1項第2号、第3号、又は第5号に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 市長は、協力不動産店が第5条第2項の規定に違反したときは、協力不動産店の登録を取り消すこととする。

3 市長は、協力不動産店の登録の内容に虚偽の事実があったとき、又は登録内容に変更が生じたにも関わらず第7条の変更登録の申請がなされなかったときは、協力不動産店

に訂正の意思がないことを確認したうえで、協力不動産店の登録を取り消すことができる。

（登録の削除）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協力不動産店の登録を削除しなければならない。

一 協力不動産店から登録削除の申請があったとき

二 前条第1項から第3項までの規定により登録が取り消されたとき

2 前項第1号の登録削除の申請は、協力不動産店が、市長に茅ヶ崎市居住支援協力不動産店登録削除申請書（様式3）を提出することによって行うこととする。

3 市長は、前1項の規定による削除をした旨を、速やかに茅ヶ崎市居住支援協力不動産店登録取り消し・削除決定通知書（様式4）にて申請者に通知することとする。

（免責事項）

第10条 市長は、本事業を通し締結された、協力不動産店又は賃貸住宅の賃貸人と住宅確保要配慮者との契約について、一切の責任を負わないこととする。

附 則

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。

この要綱は、令和8年8月25日から施行する。

茅ヶ崎市居住支援協力不動産店登録申請書

☐ 新規登録      ☐ 変更登録（協力店登録番号：\_\_\_\_\_）※いずれかに☑

年            月            日

（宛先）茅ヶ崎市長

申請者                      （※不動産団体の会員名簿に登録している情報をご記入ください。）

事業所の所在地

商号または名称

茅ヶ崎市居住支援協力不動産店登録制度実施要綱（以下「要綱」という。）第 1 条の目的に賛同し、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へ入居するにあたり適切な支援を行うため、要綱第 3 条第 1 項の規定により以下のとおり登録を申請します。

※変更登録の場合、変更項目のみ記入してください。

|          |                 |    |                                                                                |    |
|----------|-----------------|----|--------------------------------------------------------------------------------|----|
| 協力不動産店情報 | 商号    または    名称 |    |                                                                                |    |
|          | 所在地             | 〒  |                                                                                |    |
|          |                 | 住所 |                                                                                |    |
|          | 宅地建物取引業免許証番号    |    |                                                                                |    |
|          | 電話番号            |    |                                                                                |    |
|          | FAX 番号          |    |                                                                                |    |
|          | ホームページ URL      |    |                                                                                |    |
|          | メールアドレス         |    |                                                                                |    |
|          | 最寄り駅からの交通       |    | 線                      駅から（ 歩 ・ パス ・ 車 ）                      分                |    |
|          | 所属する不動産団体の名称    |    |                                                                                |    |
| 代表者      | 氏名（フリガナ）        |    | 役職                                                                             |    |
|          | 生年月日            |    | 大 ・ 昭 ・ 平                      年                      月                      日 | 性別 |

◎要綱の内容確認について（☑を記入）

☐ 要綱の内容を確認した上で、協力不動産店に登録を申請します。

◎要綱第 4 条第 1 項各号に掲げる者に該当しません。

- ☐ 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）に基づく免許を取得していない者、同法に基づく免許の取消処分を受けている者、同法に基づく業務停止処分の業務停止期間である者ではありません。
- ☐ 茅ヶ崎市が暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等の調査及び確認のため、神奈川県警察本部に照会することに同意します。

◎協力不動産店情報の取扱いについて

- ☐ 代表者情報を除く協力不動産店情報について、茅ヶ崎市ホームページ上で公開されることに同意します。
- ☐ 協力不動産店に関する情報について、茅ヶ崎市が住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居を推進するために必要な範囲で、不動産団体をはじめとする居住支援関係団体間で共同利用することに同意します。

茅ヶ崎市居住支援協力不動産店登録決定通知書

茅都政第 号  
年 月 日

住所又は所在地

氏名（法人にあっては、名称及び代表者氏名） 様

茅ヶ崎市長

印

年 月 日付けで申請のありました茅ヶ崎市居住支援協力不動産店登録申請については、次の通り登録することに決定・変更決定しましたので通知します。

- 1 茅ヶ崎市居住支援協力不動産店登録番号 番
- 2 登録事業者  
商号又は名称  
所在地
- 3 登録の条件
  - (1) 茅ヶ崎市居住支援協力不動産店の業務は、茅ヶ崎市居住支援協力不動産店登録制度実施要綱第5条第1項から第3項に記載のとおりとします。
  - (2) 登録を削除する場合は、速やかに文書をもってその旨を視聴に届け出なければなりません。
  - (3) 茅ヶ崎市居住支援協力不動産店登録制度実施要綱第7条に記載の事象があった際は、市長は登録を取り消すことがあります。
  - (4) 市長は、本事業を通し締結された、居住支援協力不動産店又は賃貸住宅の賃貸人と住宅確保要配慮者との契約について、一切の責任を負いません。
- 4 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければなりません。
  - (1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
  - (2) 代表者を変更したとき。

茅ヶ崎市居住支援協力不動産店登録削除申請書

年 月 日

(宛先) 茅ヶ崎市長

申請者 (※不動産団体の会員名簿に登録している情報をご記入ください。)

事業所の所在地

商号または名称

茅ヶ崎市居住支援協力不動産店登録制度実施要綱第 8 条第 2 項の規定により、登録の削除を申請します。

|                        |    |  |
|------------------------|----|--|
| 茅ヶ崎市居住支援<br>協力不動産店登録番号 |    |  |
| 商号 又は 名称               |    |  |
| 所在地                    | 〒  |  |
|                        | 住所 |  |

|         |  |
|---------|--|
| 登録削除の理由 |  |
|---------|--|

第4号様式

茅ヶ崎市居住支援協力不動産店登録削除決定通知書

茅都政第 号  
年 月 日

住所又は所在地

氏名（法人にあっては、名称及び代表者氏名） 様

茅ヶ崎市長

印

年 月 日付け 茅都政第 号で登録決定をしました茅ヶ崎市居住支援協力不動産店については、登録削除決定しましたので通知します。

- 1 茅ヶ崎市居住支援協力不動産店登録番号 番
- 2 登録事業者  
商号又は名称  
所在地
- 3 取り消し・削除の理由